



障害児支援における インクルージョンの推進について

令和8年1月
こども家庭庁支援局障害児支援課
課長 今泉 愛

こども大綱（障害児部分）

こども大綱（障害児支援関係）

こども大綱（抜粋）（令和5年12月22日閣議決定）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

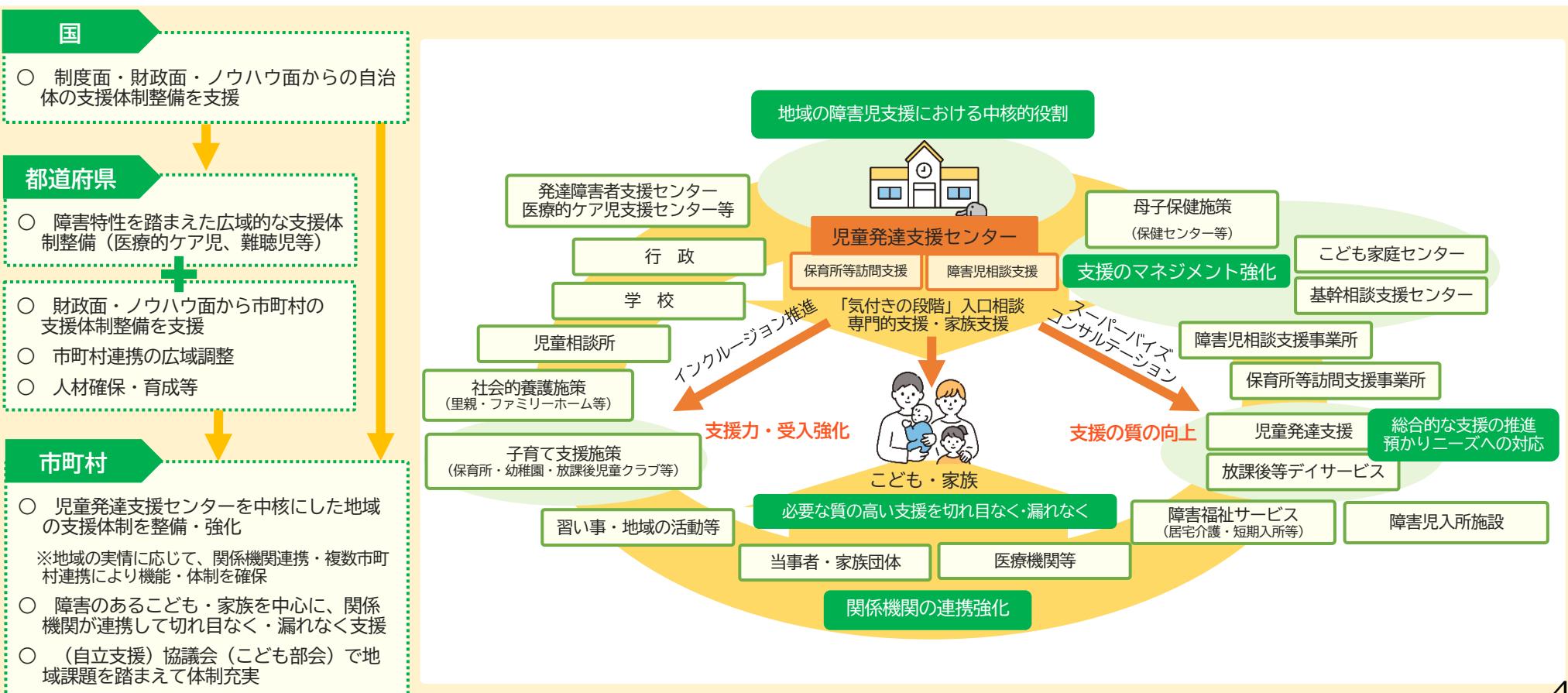
地域における児童発達支援センター等と中核とした障害児支援体制整備の手引き

○ 本手引きの目的及び本手引きの活用で期待されること

- 本手引きは、地域全体で支援を要することも・家族を支え、地域において子どもを育てるために必要な中核機能の発揮のために、都道府県・市区町村や児童発達支援センターが何をすべきかを示すことを目的に作成。
- 都道府県・市区町村や児童発達支援センターには、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮されるよう整備・取組を進めていただくことを期待する。

○ 地域における障害のあるこどもへの支援体制の整備に係る基本的な考え方

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること。
- こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること。
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進めインクルージョン（社会的包摂）を推進すること。



○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、**地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関**として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

子どもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらず子どもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのような子どもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のある子どもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能



中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難な子ども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通して、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のある子どもの育ちの支援に協力するとともに、障害のある子どもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族が子どもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にある子どもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能

地域における児童発達支援センター等を中心とした障害児支援体制整備の手引き 概要③

○ 児童発達支援センター等を中心とした体制整備の形態

○ 児童発達支援センター等を中心とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。

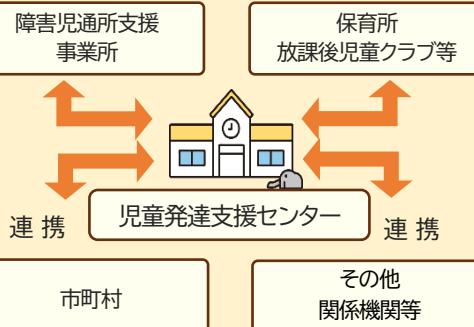
○ 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。

○ 児童発達支援センター等を中心とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。



その他

児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

面的整備型 例 ①

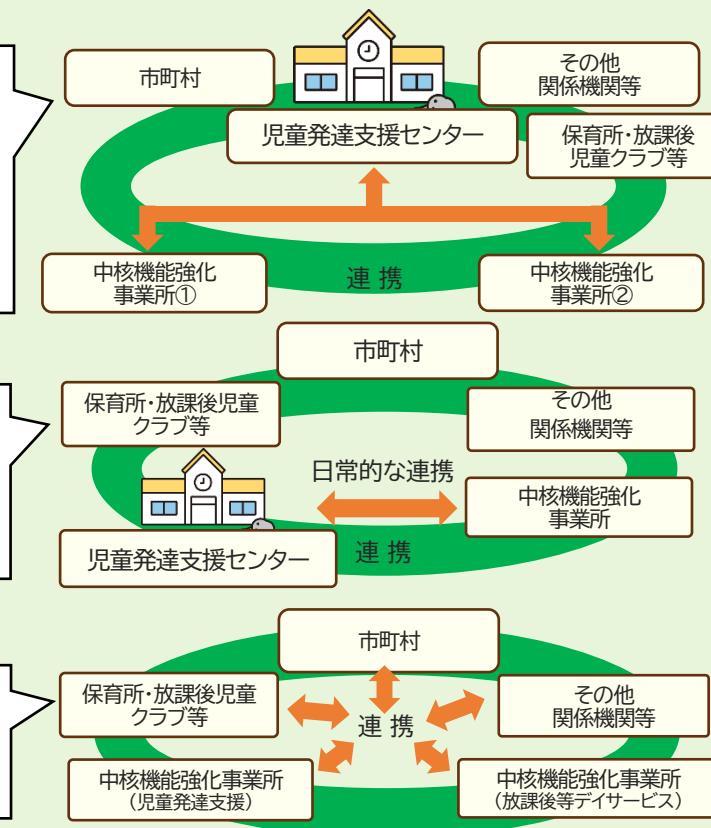
人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をプランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。

面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。

面的整備型 例 ③

地域の中で1か所又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、**身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。**

障害児支援における人材育成に関する検討会について

障害児支援における人材育成に関する検討会について

〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、これまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることが期待される。

これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

障害児支援における人材育成に関する検討会 構成員名簿

構成員名		所 属 等
	東 秀憲	社会福祉法人麦の子会
◎座長	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	稻田 尚子	大正大学臨床心理学部臨床心理学科 准教授
	内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	小野田 由夏	東京都手をつなぐ親の会・教育部会
	上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
	北川 聰子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会長
	光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	鳴森 武夫	仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター 所長
	中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会長
	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会 政策委員
	松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	宮下 聰	佐賀県健康福祉部療育支援センター 所長
	吉田 展章	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 事務局長
	吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授
○ 座長代理	米山 明	全国療育相談センター センター長

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書～概要①～

本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く。
- 支援者自身の成長やキャリア形成。
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく。
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんなかに、安心して支援が受けられる環境づくり。
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台となる。

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者的基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。
- ① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる
- ④ 安心できる場をともに育てる

⑤ ともに学び合い、ともに育ち合う
- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心とした研修体系を構築。
 - 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に發揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢	② 自己理解と省察	③ こどもの理解に基づく支援
④ 計画と評価に基づく支援の実践	⑤ 家族支援	⑥ 地域支援・地域連携
⑦ チームアプローチ	⑧ 虐待予防・対応	⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根柢となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書～概要②～

研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

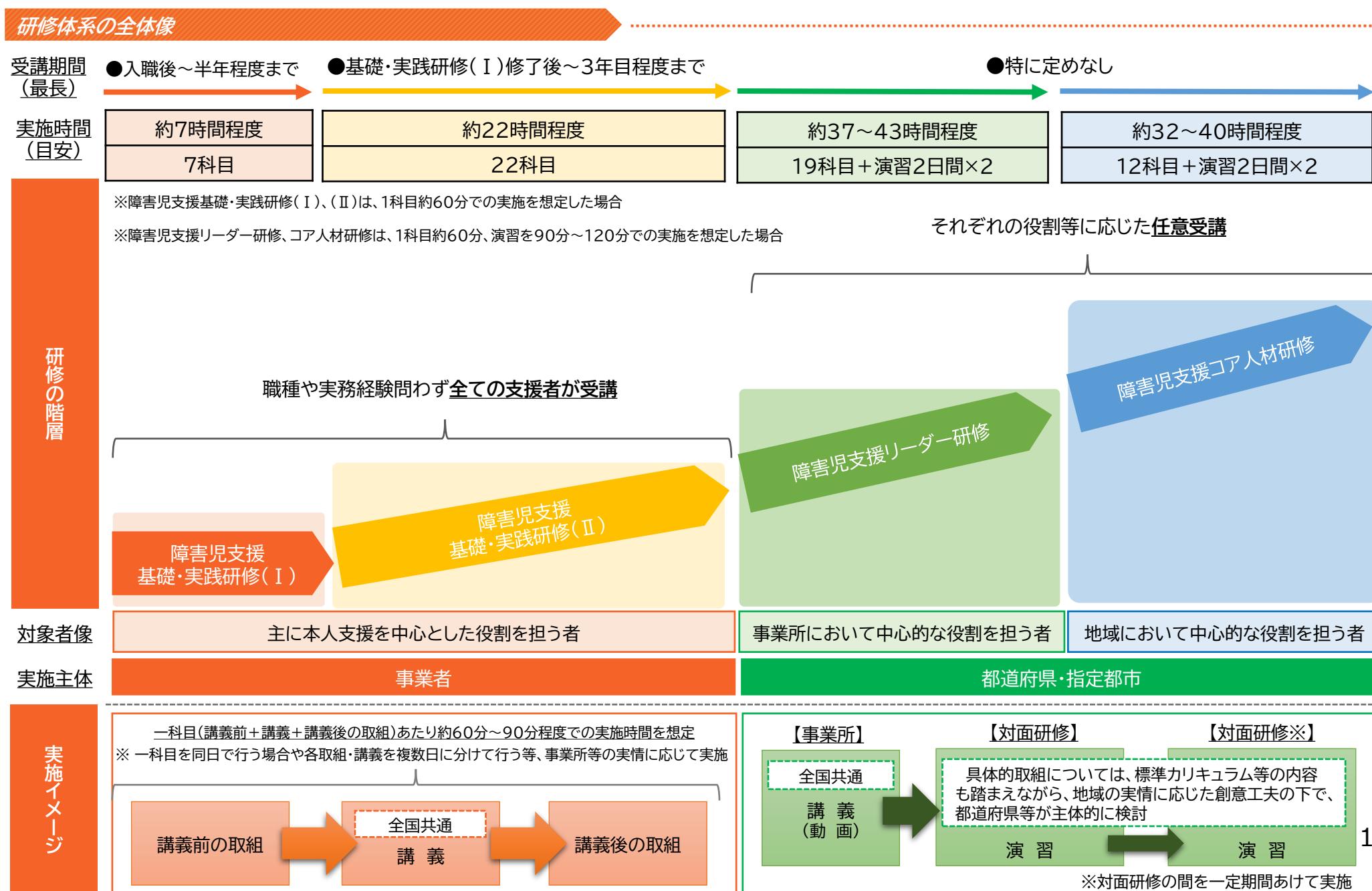
研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心的かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

本検討におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

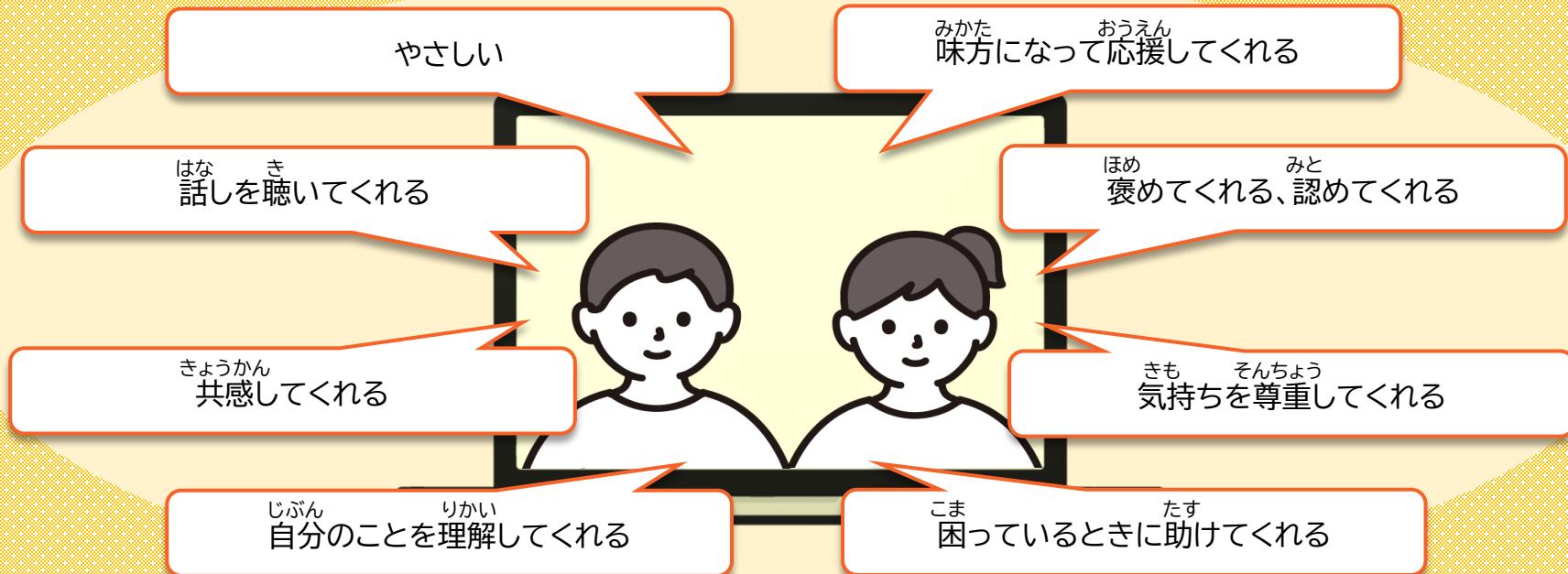
- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間の存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。 11
- 子育て当事者にとって、子どもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書～概要③～



職員が大切にするべきことを考えるためのポイント

みんなの主な意見の中から、「どんな職員なら安心できるか」、「どんな職員なら信頼できるか」、「職員として大切にしてほしいこと」という視点で、職員が大切にするべきことを考えるためにポイントとなるキーワードをまとめてみました



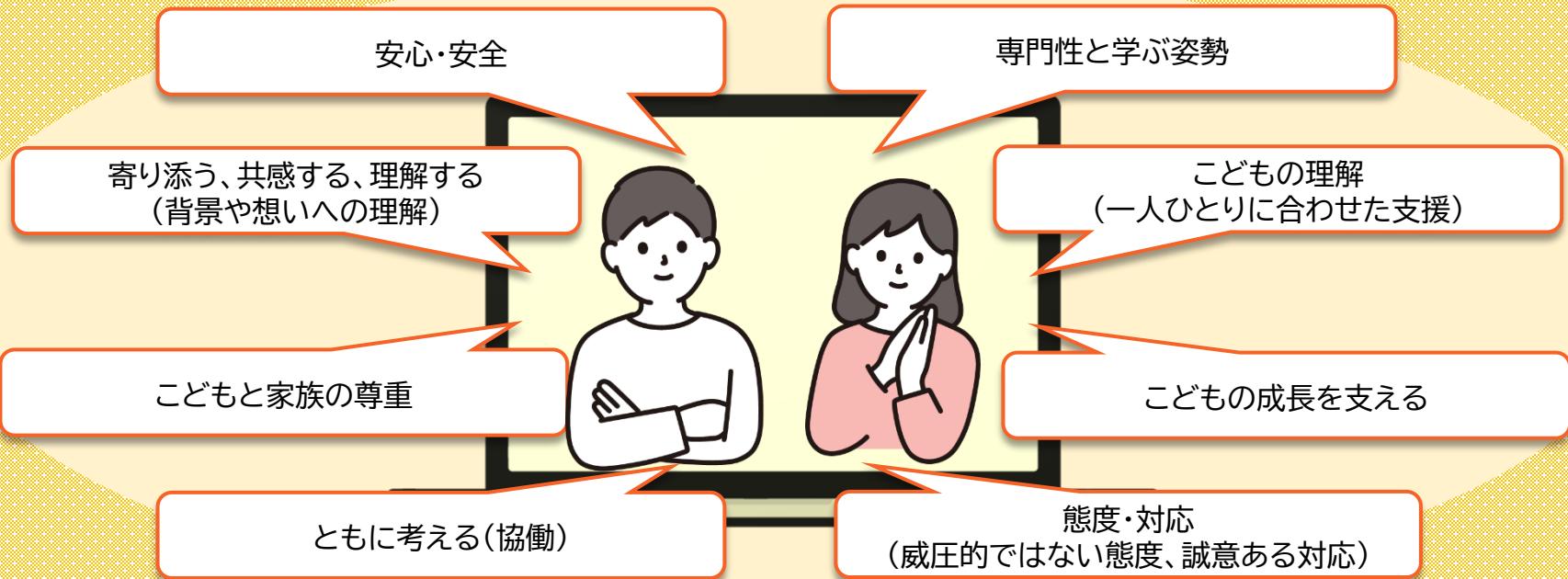
みんなの意見から考えた「職員が大切にするべきこと」

よそ きも ねが きょうかん りかい
こどもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。

これから、職員が大切にするべきこととして、全国の全ての職員に対して、研修などで伝えていきます 13

「支援者としての大切な基本姿勢」を整理するためのポイント

皆さまの主なご意見の中から、支援者としての大切な基本姿勢を整理するに当たり、ポイントとなるであろうキーワードを事務局においてまとめさせていただきました。



皆さまのご意見を踏まえて整理した「支援者としての大切な基本姿勢」

ひとりのこどもとして尊重し、その子どもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。

本検討会では、全国共通の枠組みとして研修を進めていくに当たり、事業所や地域を問わず、支援者として大切にすべき基本姿勢について、「障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢」として整理しました。これは、障害児支援に従事する全ての支援者にとって、実践における考え方の基本となるものであり、その中の項目の一つに、皆さまのご意見を踏まえて整理した上記の事項を位置づけました。

インクルージョン推進における地域の実態把握に関する調査研究

併設型における子どもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待されること

保育所等と児童発達支援事業所を併設することで、これまで異なる事業の間で、障害の有無により異なる場で過ごしていた子ども同士が、併設という物理的構造の中で、日常的に近い距離感で過ごすことが可能になる。これにより、一人ひとり違いのある子ども同士が、日々触れ合う機会につながり、大きな意味があると考えられる。

一方、保育そのものがインクルーシブな場であるという前提を踏まえると、障害のある子どもを対象とする児童発達支援事業所が、保育所等の中に併設されることにより、障害のある子どもは児童発達支援、障害のない子どもは保育所というように障害の有無によって居場所を分ける意識が生まれるなど、大人の意識や取組状況等によっては、かえってインクルーシブな場の妨げにつながる可能性があるということを理解する必要がある。

インクルージョンの推進に当たっては、子どもの育ちと個別のニーズがともに保障される環境づくりや、理念に基づいた日々の実践が重要であるが、併設という物理的構造だけで、これが果たされるものではない。園としての理念、環境づくり、保育と児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチ等も合わせて進めていくことが重要であり、併設型においては、以下の内容も踏まえながら、取組を進めていくことが期待される。

- 全ての子ども一人ひとりに権利と尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、大切に育てられるべき存在として肯定される環境であること。
- 保育・児童発達支援の枠組みを超え、子ども同士が関わり合いながら育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、ともに遊ぶことを大切にした環境づくりを園全体で進めていくこと。
- 互いの専門性を尊重し合いながら、保育・児童発達支援の枠組みを超えたチームアプローチと、地域の関係機関等との連携により、包括的な保育・発達支援、家族支援が提供されること。
- 日々の子どもの姿や実践等を通じた創意工夫のもとで、園全体で、ともに考え、ともに学び、日々の連携を積み重ねていく。
- 園での実践を基盤に、子どもを中心に据えた縦横連携を進め、地域コミュニティや関係機関等にインクルージョン推進の理念等を広げていくこと。
- 子どもにとって、育ちと個別のニーズが保障される環境になっているのかを常に振り返りながら実践を進めていくこと。

併設型における子どもの育ちと個別のニーズをともに保障する実践に向けて期待される流れ

保育所等と児童発達支援事業所の併設



継続的な振り返りと改善

- 子どもにとって、育ちと個別のニーズが十分に保障される環境になっているのか、常に振り返りながら実践を進める
- 実践のあり方を定期的に見直しながら、子どもにとって、よりよい環境を目指す

子どもの育ちと個別のニーズをともに保障する環境づくり

- 保育・児童発達支援の枠を超えて、子ども同士が関わり合いながら育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、ともに遊ぶことのできる環境づくりについて園全体で考える
- こどもが園内のどこにいても、安心、安全に過ごせる環境を整える
- 違いのある子どもたちが発達段階のなかで集団で活動し、学んでいく環境を整える

自治体

関係機関

児童発達支援センター等

連携

後方支援



チームアプローチによる包括的な支援

- 保育・児童発達支援の互いの専門性を尊重し、職員同士が協力し合うとともに、地域の関係機関との連携の下で、包括的な保育・発達支援、家族支援を行う
- こどもが園内のどこにいても、必要な保育や支援を受けられる環境を整える

地域との連携・発展

- インクルージョン推進に向けて、園内の実践を基盤にしながら、地域とのつながりを広げていく
- 園の中だけで完結するのではなく、家族や地域の関係機関等と連携し、子どもを地域全体で支える環境づくりを目指していく

実践を通じた学びと成長

- 園全体で、子どもの日々の姿や実践を振り返り、ともに考えることができるよう、日常的な連携を丁寧に進められる環境を整える
- 職員が継続的にともに学び、園全体で専門性を高めていく

放課後等デイサービスと放課後児童クラブの連携・交流の取組を通じて期待されること

インクルージョンの推進に当たっては、子どもの生活の連続性を意識し、全ての子どもの育ちと個別のニーズをともに保障した上で、インクルージョンの推進に向けた取組を進めていくことが重要である。

その上で、放課後等デイサービスと放課後児童クラブにおいて、併行利用をすることもに関する連携や、事業所間の交流の取組については、以下の内容も踏まえながら、それぞれの取組を進めていくことが期待される。

【連携の取組を通じて期待されること】

- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブを併行利用することもに関する連携については、それぞれの場で見せる子どもの様子や気づきを互いに丁寧に共有等することにより、子どもの生活の連続性を踏まえた育成支援、発達支援につなげていくことで、子どもにとって、それぞれの場で過ごす時間が豊かになっていくことが期待される。

【交流の取組を通じて期待されること】

- 放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの交流は、両事業者の共通理解の下で、普段は異なる事業を利用している子ども同士が、多様な遊びや体験等を通じて、ともに過ごす機会をつくることにより、一人ひとり違いのある存在として触れ合う機会となり、これらの取組を通じて、障害のある子どもが、身近な地域で育つ一人の子どもとして、地域の中で受け入れられていくことにつながっていくことが期待される。

【連携や取組を進めていく上で大切にしたい視点】

- 全ての子ども一人ひとりに尊厳があり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに違いがあるということを前提に、地域の中で大切に育てられるべき存在であり、肯定されるべき存在であるという基本的な考え方が共有できること。
- 互いの理念や活動等を尊重し合いながら、障害の有無に関わらず、子ども同士が多様な遊びや体験等を通じて関わり合う中でともに育ちあえるよう、個々の特性等を尊重しつつ、同じ目的をもって取組を進めていくこと。
- それぞれの場での日々の子どもの姿や実践を共有する等、日々の連携を積み重ね、ともに考えられる関係を築いていくこと。
- 自らの実践を基盤に、子どもを中心に据えた縦横連携を進め、地域コミュニティや関係機関等にインクルージョン推進の理念等を広げていくこと。
- 実践や取組等の在り方を定期的に見直しながら、子どもにとってより良い実践や取組等をともに目指していくこと。

障害児福祉計画について

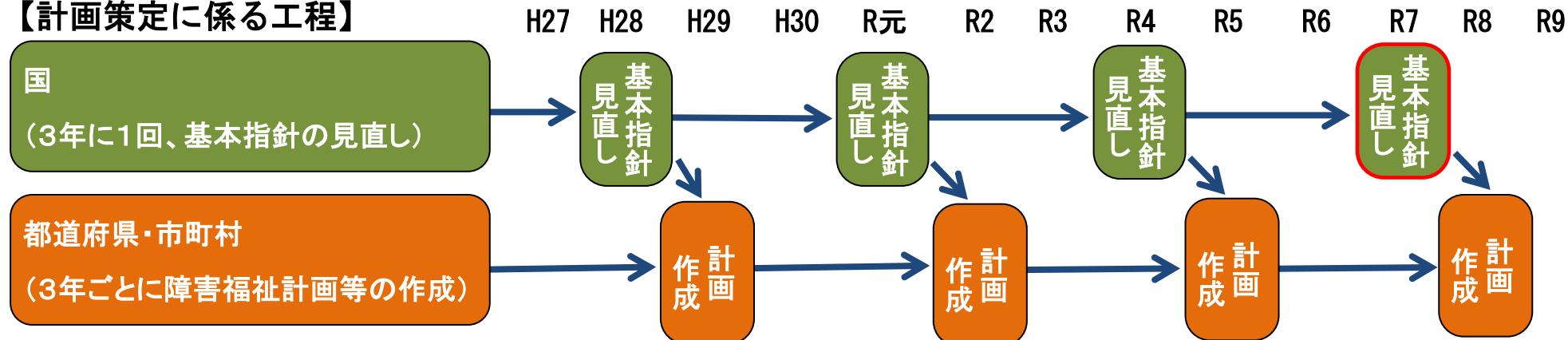
障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

第148回障害者部会 (R7.7.24)
資料1より抜粋

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。

計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改革の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に關し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型・医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレンターカウンセラーの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

予算関係

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算額 1.3億円

事業の目的

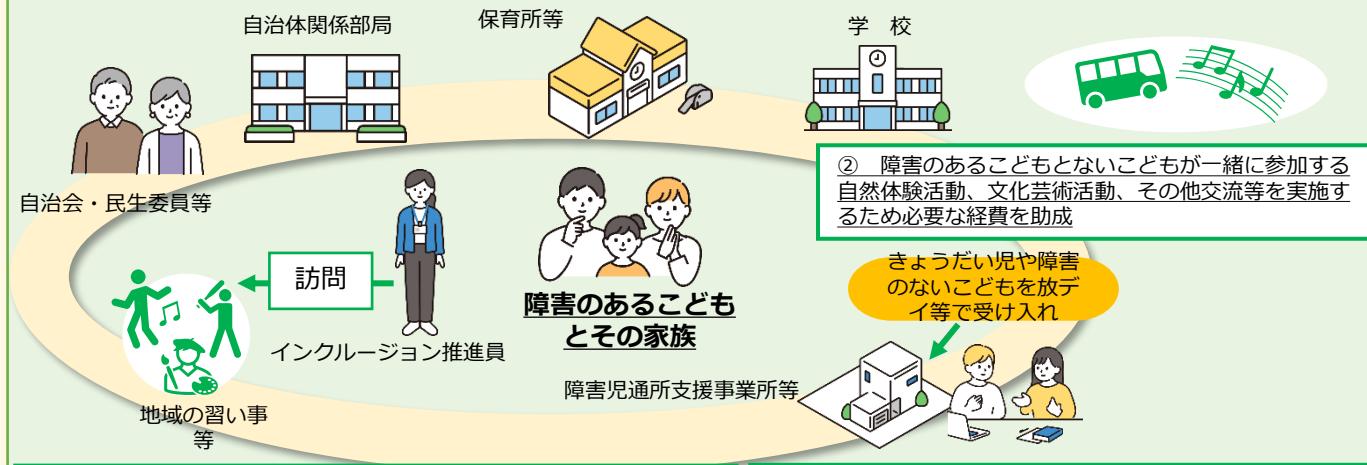
- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村

- ① インクルージョン推進に係るネットワークの構築、情報の集約・発信
※ 協議会の設置や、地域において障害のあるこどもの受け入れ先（居場所）となる資源やインクルーシブな活動についての情報収集、情報提供、新たな居場所先の開拓 等



- ③ 地域のこども達の集まる様々な場におけるインクルージョンの推進
※ 保育所等訪問支援の訪問先となる施設以外の地域の習い事や居場所等へ、インクルージョン推進員が訪問し、合理的配慮に基づく活動を提供するための助言等を行う

- ④ インクルーシブ型事業所モデル事業
※ きょうだい児や障害のないこどものレスパイト等による受け入れを可能とし、放課後等デイサービス等の中でインクルーシブな環境を実現

実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【負担割合】(①、②、③、④)

国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる。

【基準額】① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

おわりに

障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む
(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)

都道府県

- 障害特性を踏まえた広域的な支援体制整備（医ケア児、難聴児等）

+

- 財政面・ノウハウ面から市町村の支援体制整備を支援
- 市町村連携の広域調整 ○人材確保・育成等

国

- 制度面・財政面・ノウハウ面から自治体の支援体制整備を支援

市町村

適切な支給決定

- 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制を整備・強化
※地域の実情に応じて、関係機関連携・複数市町村連携により機能・体制を確保
- 障害児・家族を中心に、関係機関が連携して切れ目・漏れなく支援
- （自立支援）協議会（子ども部会）で地域課題を踏まえて体制充実

関係機関の連携強化

中核拠点型の整備推進

児童発達支援センター

障害児入所施設

保育所等訪問支援

障害児相談支援

社会的養護施策

保育所等訪問支援の充実

入口相談支援機能
専門的支援・家族支援機能

学校

支援力・受入強化

子育て支援施策
(保育所、放課後児童クラブ)

習い事・地域の活動等

当事者・家族団体

医療機関等

母子保健施策
(保健センター等)

こども家庭センター

支援のマジック強化

基幹相談支援センター

障害児相談支援事業者

障害児相談支援の充実

総合的な支援
特定領域への支援
預かりニーズへの対応

児童発達支援

放課後等デイサービス

障害福祉サービス

障害児・家族

必要な質の高い支援を
切れ目なく・漏れなく

支援の質の向上

インクルージョン推進機能

専門的支援・家族支援機能

スーパーバイズ・コンサルテーション機能